

古紙分別強化に向けた今後の取組み及びスケジュールについて

1 これまでの経緯

- 平成 30 年 11 月：環境審議会循環型社会構築部会で古紙分別強化策（事業系ごみの分別区分に古紙を追加）について審議

【意見】 排出事業者へ**分別義務化時期を明示し、それに目指して各事業者が体制整備をしつつ**、（行政が）啓発・誘導策を実施すべき

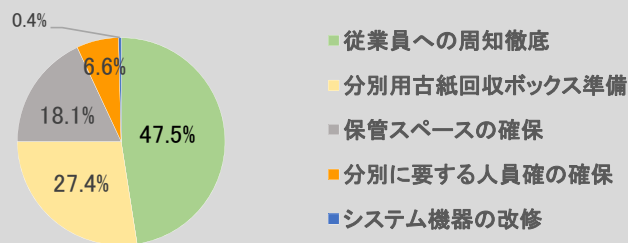
- 平成 31 年 2 月：環境審議会総会に事業系古紙の分別強化（事業系ごみの分別区分に古紙を追加）について報告
- 平成 31 年 3 月：第 5 委員会に事業系古紙の分別強化（事業系ごみの分別区分に古紙を追加）について報告
- 平成 31 年 4 月：事業系古紙の分別強化（「基本計画」の一部改定）についてパブリック・コメントを実施
- 令和元年 6 月：生活環境委員会にパブリック・コメント結果及び「基本計画」一部改定案について報告
- 令和元年 7 月：「基本計画」一部改定

2 分別開始・広報開始時期に関する関係者意見等

(1) 排出事業者の意見等

- 制度変更時は、契約時期までに十分な期間をとってほしい。
- 従業員・テナントへ周知徹底するために、十分な準備期間が必要である。
- 4, 5 月の人事異動時期は、分別が徹底されない傾向がある。
- 予算策定時期に開始時期が不明であれば、来年度の対応ができない。

【古紙分別義務化に向けた必要な準備】



(令和元年 特定事業用建築物へのアンケート結果より)

(2) 許可業者の意見等

- 分別収集の**準備に令和2年9月頃まではかかる**旨の「要望書」受理（具体的な理由）
 - ・ 契約事業者への説明に相当の時間が必要
 - ・ 3, 4 月は入札業務等の増加により対応が困難
 - ・ 収集体制強化のための作業人員確保・教育が必要
 - ・ 効率的な古紙回収ルートの検討が必要

3 分別開始時期・広報開始時期について（案）

- 関係者等からの意見等に加え、以下の理由により、分別開始時期・広報開始時期を下記のとおりとする。
 - ・ 年間で最もごみ排出量が多い12月や、転出入が多い年度末時期は、実施時期としては適当でないこと
 - ・ 排出事業者や許可業者が変更後のルールへ習熟する期間を考慮して、分別開始時期を設定する必要があること
 - ・ 同様に広報開始時期についても、年度当初の契約締結時期に混乱することのないよう、十分な準備期間を設定する必要があること
 - ・ 他都市でも古紙分別義務化時には、十分な周知期間を設ける必要があったこと

大阪市（H25.10～事業系古紙分別）	周知期間：1年間
京都市（H28.4～事業系古紙分別）	周知期間：1年間

・ 排出事業者や許可業者の準備期間を十分に確保するため
古紙分別開始時期は令和2年10月1日とする。

・ 年度当初の契約締結時期に、十分な準備期間を提供するため
広報開始時期は令和元年11月とする。

4 今後の取組みについて

広報リーフレット等

- ・環境審議会への報告後、義務化開始月を明示した広報を開始
- ・広報リーフレット等を開始月までに4回配布予定。その他、特定立入時に要望が多かった啓発ツール(分別シール)作成等を予定

リサイクルベース

- ・少量、簡易な分別で許可業者が回収する同施設は、他都市に類を見ない、**本市独自の中小事業者向けの支援策**であるため、古紙分別義務化開始に向け、さらに認知度を高めていく。

搬入物検査等

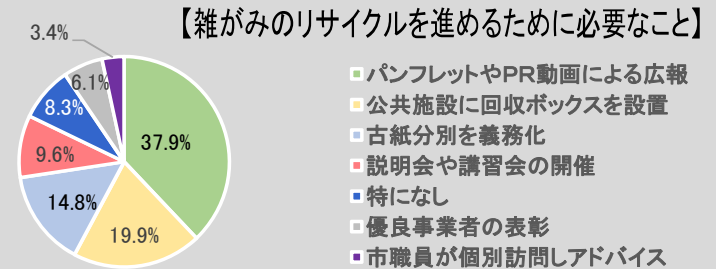
- ・分別義務化後は、清掃工場で古紙の搬入物検査を実施
- ・許可業者(夜間)搬入についても、搬入物検査及び収集業務に同行したごみ排出状況調査を実施

事業者説明会

- ・商工会議所などから業界団体のリストの提供を受け、現在、説明を行う団体を選定中。また、随時出前講座による説明を実施

古紙回収ボックス

- ・市有施設9か所に設置している資源物回収ボックスにおいて、事業系古紙の受け入れ実施に向け、受け入れにかかる方法、課題等の検討や関係団体との協議を行う。



(令和元年 特定事業用建築物へのアンケート結果より)

N=3,030 (複数回答可)

【スケジュール】

(案) 令和元年11月広報開始(開始月明示)

(案) 令和2年10月1日 古紙分別(3分別)義務化

	令和元年度(2019年度)									令和2年度(2020年度)										
	~8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
広報等			広報リーフレット① ★ プレスリリース・市ホームページ掲載(開始月明示)	★		広報リーフレット② ★			事業系ルールブック ★			広報リーフレット③ ★			年末大掃除時期の広報 ☆					転出入時期の広報 ☆
ベース	許可業者、古紙回収業者との連絡調整・回収実績の確認 * 随時																			
検査等	①特定立入(紙類排出量上位100棟)	②特定立入(①を除く紙類処分量上位100棟)			特定以外の多量排出事業所立入(50社)				特定立入(前年度フォロー+新規), 中小事業所等訪問						自己搬入業者(昼間)搬入物検査 * 適宜					
説明会				各業界団体への説明会		特定分別義務化説明会			夜間搬入物検査(事前)						夜間搬入物検査(開始後)				夜間収集前調査	
古紙分別	事業系古紙の受け入れにかかる方法、課題等の検討及び関係団体との協議									事業系古紙の受け入れ開始										